議案第10号

養父市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

養父市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市介護保険条例の一部を改正する条例

養父市介護保険条例(平成16年養父市条例第155号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」 に改め、同項第1号中「第39条」を「第38条」に、「41,700円」を「38,220円」 に改め、同項第2号中「第39条」を「第38条」に、「58,380円」を「57,540円」 に改め、同項第3号中「第39条」を「第38条」に、「66,720円」を「57,960円」 に改め、同項第4号中「第39条」を「第38条」に、「75,060円」を「75,600円」 に改め、同項第5号中「第39条」を「第38条」に、「83,400円」を「84,000円」 に改め、同項第6号から同項第11号までを次のように改める。

- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 100,800円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 117,600円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 134,400円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 151,200円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 168,000円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 184,800円 第3条第1項に次の2号を加える。
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 201,600円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 210,000円

 円」を「40,740円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「25,020円」を「23,940円」に、「62,550円」を「57,540円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の養父市介護保険条例の規定により課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

議案第10号 養父市介護保険条例の一部を改正する条例 新旧対照条文(下線の部分は改正部分) 行 案 改 TF. (保険料率) (保険料率) 第3条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の | 第3条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の 各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同│ 各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同 じ。) の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 じ。) の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)第十 (1)介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)第 39条第1項第1号に掲げる者 41,700円 38条第1項第1号に掲げる者 38,220円 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 58,380円 (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 57,540円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 66,720円 (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 57,960円 (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 75,600円 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 75,060円 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 83,400円 (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 84,000円 (6) 次のいずれかに該当する者 100,080 円 (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 100,800円 ア 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 292 条第 1 項第 13 号に規定 する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、 第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用があ

いずれにも該当しない者

<u>イ</u> 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イスは第10号イに該当するものを除く。)

る場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が100万円以下であり、かつ、前各号の

(7) 次のいずれかに該当する者 116,760円

(7) 今第38条第1項第7号に掲げる者 117,600円

7 <i>L</i>
改正案
(8) 今第 38 条第 1 項第 8 号に掲げる者 134,400 円
<u>(9)</u> 令第 38 条第 1 項第 9 号に掲げる者 151,200 円
(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 168,000円

	改正案
<u>除く。)</u>	
<u>(11)</u> 前各号のいずれにも該当しない者 <u>183,480円</u>	<u>(11)</u> 令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 <u>184,800 円</u>
	<u>(12)</u> 令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 <u>201,600 円</u>
	<u>(13)</u> 令第 38 条第 1 項第 13 号に掲げる者 210,000 円
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る	2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る
<u>令和3年度から令和5年度</u> までの各年度における保険料率は、同号の規定	<u>令和6年度から令和8年度</u> までの各年度における保険料率は、同号の規定
にかかわらず、 <u>25,020円</u> とする。	にかかわらず、 <u>23,940 円</u> とする。
3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料	3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料
の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料	の減額賦課に係る合和6年度から令和8年度までの各年度における保険料
率について準用する。この場合において、前項中「25,020円」とあるのは、	率について準用する。この場合において、前項中「23,940円」とあるのは、
「 <u>37,530円</u> 」と読み替えるものとする。	「40,740円」と読み替えるものとする。
4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険	4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険
料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険	料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険
料率について準用する。この場合において、第2項中「25,020円」とある	 料率について準用する。この場合において、第2項中「23,940円」とある
 のは、「62,550円」と読み替えるものとする。	 のは、「57,540円」と読み替えるものとする。